

みずほ証券 取引約款・規定集 新旧対照表

2026年6月1日より取引約款・規定集を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

通信取引規定

新	旧
<p>第22条(情報サービスの利用) (現行通り)</p> <p><u>2. 法人のお客さまは、当社が、本サービスにて提供する情報の提供元である内外の証券取引所等の求めに応じ、お客さまの情報(所在地、名称、資本金、事業内容等)を当該証券取引所等に提供することに同意するものとします。</u></p> <p><u>3. 法人のお客さまは、当社が、前項の証券取引所等から情報の提供を受けるため、お客さまの定款等に定める事業内容を確認する必要があることを理解し、事業内容の全部又は一部が変更された場合は、速やかに当社に届け出るものとします。</u></p>	<p>第22条(情報サービスの利用) (省略)</p> <p>2. (新設)</p> <p>3. (新設)</p>
<p>付 則 この改正は、2026年6月1日 から施行します。</p>	<p>付 則 この改正は、2026年1月1日 から施行します。</p>

以上